



今なぜ改めて「バリアフリー」なのでしょう？

バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきました。東京都では平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、その後も各種の計画やガイドラインなどを定め、誰もが利用しやすい建築物を街の中に増やそうと取り組みを進めています。一方で、障害の有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも安心して自由に生活をするためには、物理的なバリアの除去に併せて、心の面でのバリアフリーが大切だという認識も広まっています。

国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准したことが「心のバリアフリー」を見直す契機になったといわれています。「障害者権利条約」は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めています。

平成28年には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました。また、平成30年には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（東京都障害者差別解消条例）」が施行となりました。「合理的配慮」という新しい言葉も生まれ、「共生社会」の実現に向けた取り組みが始まっています。

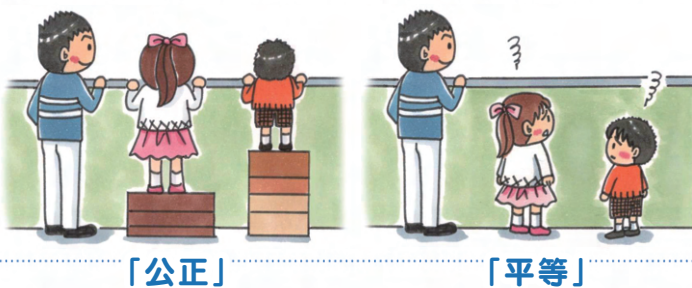
（※合理的配慮については、8・9頁で詳しく説明しています）

私たち市民が取り組んだ「みんなで作ろうバリアフリーマップ」もこの「心のバリアフリー」「合理的配慮」という視点を大切にしました。

① 一人ひとりの違いに合ったサポートを（「平等」と「公正」の考え方）

生活のさまざまな場面で「公正」という考え方で物事をみていきましょう

全員に対して同じ待遇を施すべきという「平等」という考え方があります。しかし、一人ひとりに違いがあり、同じスタート地点に立てているわけではありません。右の絵のように個々に合った高さの踏み台（支援や配慮などのサポート）を用意していく「公正」という考え方が必要になります。



「公正」

「平等」

※このイラストは、IISC (interactioninstitute.org / madewithangus.com) の図を参考に作成しています

心のバリアフリー基礎知識①



「障害」を知る



障害には、様々な種類があり、かかえる課題や悩みも多様です。各障害について正しく理解し、適切な対応を取るよう努めることが、誰もが暮らしやすい社会を作る第一歩です。

こんなマークを知っておこう！

盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられる。



※6頁コラム欄参照のこと

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに掲示される。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」です。口元を見せてはっきり話したり、筆談でやり取りするなどの配慮が必要です。



身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク。

オストメイトマーク

オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。



ハート・プラスマーク



心臓疾患などの内部障害・内部疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマーク。駐車施設等の案内標識等に掲示される。

視覚障害

視

覚障害とひとことであっても、様々な見え方があります。まったく見えない、文字等がぼやけて読めない、物が半分しか見えない、望遠鏡を通してのようにしか見えないなどです。（25頁コラム参照）そのため、文字を読むことはできないに歩いているときに障害物にぶつかってしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできても文字は読めない方もいます。

聴覚障害

聴

覚障害には、伝音難聴、感音難聴、伝音難聴と感音難聴の両方を併せ持つ混合難聴の3種類があります。伝音難聴は常に耳栓をしているような状態で、音が聞こえにくくなるのが特徴です。中耳炎など医学的治療で改善するものも多々あります。感音難聴は「音」だけでなく「言葉」も聞こえづらくなるのが特徴です。加齢のために起こる老人性難聴は感音難聴のことをいいます。全く聞こえない方もいれば聞こえづらい方もいて、障害の程度や状態によって様々な生活上の不自由さがあります。

肢体不自由

肢

体不自由とは、病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障害があるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の中での動作が困難になった状態をいいます。

内部障害

内

部障害とは、体の内部に障害があることをいいます。外見からは分からないのですが、疲れやすかったり、携帯電話の電波が悪影響となったり、トイレに不自由したり、タバコの煙で苦しくなったりするなど、周囲の方の理解と配慮を必要とする障害です。